

# 公共施設にイベント等のチラシを配送できます!

市民自治活動奨励事業認定制度をご活用ください。

「市民自治活動奨励事業認定制度」とは、市民活動団体が自主的に実施する事業のうち、「市民主体の自治の推進」につながると認められるものに対して、公共施設での広報活動を支援することにより、その実施を奨励することを目的とした日進市の制度です。



奨励事業に認定されたチラシやポスターは、にぎわい交流館から次の公共施設へ配送します。

※事業内容にふさわしい施設のみに配布します。

- ・ 図書館 ・ 市民会館 ・ スポーツセンター
- ・ 福祉会館 (西部、南部、東部、北部、相野山、岩崎台・香久山の6館)
- ・ 生涯学習プラザ ・ その他 ※ご相談ください

## 配付できる部数と団体の準備等

### ◆チラシ … 各館20枚

- ①それぞれの施設に分けて封筒に、入れる。
- ②封筒に施設名を書く。
- ③見本を1枚提出する。

### ◆ポスター … 各館1枚

- ①それぞれの施設ごとに丸めて、輪ゴムでとめる。
- ※最大A3サイズ。

奨励事業の条件・申請から配送までの流れは裏面へ

日進市にぎわい交流館

お問い合わせ

TEL: 0561-75-6650 FAX: 0561-73-5810  
nigiwai@me.ccnw.ne.jp <http://shimin-kouryu.net>

チラシ・ポスターに  
「日進市にぎわい交流館  
市民自治活動奨励事業」  
と記載してください。



## 奨励事業に条件はありますか？

次の条件のいずれにも該当する非営利の団体、事業が対象となります。

- にぎわい交流館の登録団体等\*が主催。
- 日進市内で開催。
- 特定の宗教又は政治団体を宣伝、支持又は反対する意図がない。
- 営利又は商業宣伝を事業目的よりも優先していない（外観上、営利と思われない）。
- 公序良俗を乱すおそれがない。
- 参加者、応募者等は広く市民を対象とし、特定の地域や会員等に限定していない。
- 特定の組織への加入、特定の事業への参加等を促す目的ではない。
- 暴力団又は暴力団員と関係がない、又は関係性を疑われる点がない。
- 政治的中立性を損なうおそれがない。
- その他、奨励事業の認定をすることが不適当と認められる点がない。

※区・自治会、老人クラブ等の地縁型団体、日進市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録団体を含みます。

日進市、もしくは日進市教育委員会の後援を得ている事業も、奨励事業の認定申請をすることができます。  
市民自治活動推進補助金に採択された事業は、同様の広報支援を行いますので、奨励事業の認定申請をする必要はありません。

## 申請～承認の流れ

<対象>この締日から  
3週間以降2ヶ月以内に  
開催するイベント等

～第2・4日曜日

**申請（にぎわい交流館受付）**

↓  
認定申請書に必要事項を記入し、事業のチラシ等（案でも可）を添えてにぎわい交流館へ提出してください。（書類の内容確認のため、基本的に窓口を持参してください。）

月～水曜日

**にぎわい交流館・市民協働課による 審査・承認**

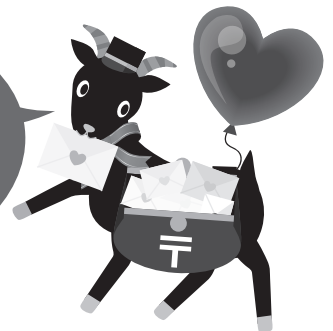
水・木曜日

**にぎわい交流館から 申請団体に連絡  
チラシ等準備依頼**

～日曜日

**にぎわい交流館に  
チラシ等提出**

1回の  
配送につき  
各団体  
1種類まで



翌月曜日

**にぎわい交流館により、交換箱へ配布（2週に1回）**

※施設によっては、2週間毎にチラシの入れ替えが行われます。

※各施設のチラシ設置スペースの都合上、同時期に設置できる件数が限られるため（3種類まで）、条件を満たしていても設置できない場合、または事業の開催前であってもチラシを回収して他事業のものと差し替える場合があります。ご了承ください。

チラシ等の受付数については限りがありますので、先着とイベント実施日等により判断します。

にぎわい交流館では、登録団体等が主催するイベント情報をまとめた「イベントカレンダー」を毎月発行（図書館、福祉会館等にも設置）。掲載希望の場合は、イベントチラシをお持ちいただくか、電子メール等でお知らせください。